

福岡市総合体育館運営管理システム（予約システム） 運用の基準

（目的）

第1条 この基準は、福岡照葉アリーナ株式会社（以下「当社」といいます。）が運用する福岡市総合体育館運営管理システム（予約システム）（以下「システム」といいます。）に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。

（1）登録者

システムを利用して第10条のサービスを受けることができる個人又は団体の代表者をいいます。

（2）個人登録

登録者のうち、個人の登録をいいます。

（3）団体登録

登録者のうち、団体の登録をいいます。団体登録は、団体の代表者及び実際に福岡市総合体育館（以下「体育館」という。）を利用する構成員を登録します。なお、団体を構成する人数は、10名以上とします。

（利用者登録申請）

第3条 システムの利用者登録を受けようとする者は、本基準を承認のうえ、総合体育館利用者登録申請書（以下「申請書」といいます。）により、所定の利用者登録申請手続きをするものとします。

2 当社は、第1項の申請手続きがあった場合、利用者登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者登録を行いません。

（1）虚偽の申請をした場合

（2）申請書の記載内容に不備がある場合

（3）前各号に掲げるもののほか、当社が不適格と認めた場合

3 団体を新規登録する場合の申請書及び団体登録名簿の必須記入項目は、次の各号のとおりとします。

（1）申請書

利用種別、申請日、団体名・団体名フリガナ（団体の場合）、パスワード、代表者の氏名・氏名フリガナ・電話番号、申請者の氏名・申請者フリガナ・郵便番号・住所・生年月日・電話番号・メールアドレス、利用目的コード、支払い方法

（2）団体登録名簿

申請内容、団体名・団体名フリガナ、構成員の氏名・氏名フリガナ・郵便番号・住所・生年月日、構成員数

4 個人を新規登録する場合の申請書の必須記入項目は、郵便番号、住所、氏名・氏名フリガナ、生年月日、利用目的コード、電話番号、メールアドレス、パスワード、支払い方法とします。

5 体育館総合受付に申請書を提出する場合、申請者である団体の代表者の方の本人確認書類の提示が必要となります。また、申請者が代理人の場合は、委任状の提出及び代理人の方の本人確認書類の提示が必要となります。

6 団体登録の場合、申請書とは別に団体登録名簿の提出が必要となります。

- 7 減免及び福岡市総合体育館条例別表1備考の規定による利用料金（以下「減免等」といいます。）として申請する団体は、その構成員のうち過半数が減免等の要件に該当する必要があります。なお、減免等の要件については、体育館に定められた関係条例、規則その他の定めに従うものとします。
- 8 登録者が18歳未満の場合、代表者の親権者の同意書が必要となります。

（二重登録の禁止）

第4条 利用者登録を二重に登録することはできません。申請書の内容が次の各号のいずれかに該当した場合、二重登録と判断し、利用者登録を行いません。

- (1) 構成員の氏名・生年月日のすべてが一致した場合
- (2) 団体名と代表者の氏名・生年月日のすべてが一致した場合

（利用者登録の変更）

第5条 登録者は、登録内容（氏名、住所、電話番号、構成員等）に変更が生じた場合、遅滞なく申請書により当社へ変更の申請をするものとします。

- 2 前項の申請がないために、当社からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合、通常到着すべきときに登録者に到着したものとみなします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、登録の変更は、システムを利用する方法によることができます。

（利用者登録の廃止）

第6条 登録者は、システムを利用しなくなった場合、遅滞なく申請書により当社へ廃止の申請をするものとします。

（利用者登録カードの発行と取扱い）

第7条 当社は、登録者と認めたときは、利用者登録番号（以下「登録番号」といいます。）と氏名（団体登録の場合、団体の名称）を表面に印字した、利用者登録カード（以下「カード」といいます。）を発行します。

- 2 カードは、登録者及び構成員を確認のうえ、減免等の該当要件を確定したのち発行します。
- 3 カードは、登録者しか使用できません。ただし、登録者がシステムの利用に関し、自らに代わりカードの利用を認めた者（以下「実務者」という。）が利用する場合はこの限りではありません。
- 4 登録者及び実務者（以下「登録者等」という。）は、登録番号・パスワードを他人に知られないように、カードを善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければなりません。
- 5 登録者等は、カードを他人に譲渡、貸与することができません。
- 6 カードの使用、管理に際して登録者等が第3項から第5項までに違反した場合において、その違反によりカードが不正に利用されたときは、登録者が体育館の利用料金等の支払いの責を負うものとします。

（登録日と登録の有効期限）

第8条 利用者登録申請され、当社が登録者と認めた日を登録日とします。

- 2 減免等の対象となる登録者は、有効期限を定めることができます。有効期限後も利用者登録を継続したい場合、登録者は有効期限前までに申請書により当社へ更新の申請をするものとします。
- 3 登録者が、登録日または最後に利用した日から、1年間システムを利用しなかった場合（抽選申込み又は利用申請を行わなかった場合）には、利用者登録の効力を失います。
- 4 第2項の登録の継続については、システムを利用する方法によることができます。

（パスワード）

第9条 当社は登録者から届出のあったパスワードを所定の方法により登録します。

- 2 登録者等は、パスワードを他人に知られないように、善良なる管理者の注意をもって管理しなけ

ればなりません。

3 利用申請の際に入力された登録番号及びパスワードが、登録された登録番号及びパスワードと一致することを確認してシステムが使用された場合、パスワードにつき盗用その他事故があっても、登録者が体育館の利用料金料等の支払いの責を負うものとします。

(体育館の利用申請等)

第 10 条 登録者等は福岡市総合体育館ホームページ(以下「ホームページ」という。)よりシステムを利用し、登録番号及びパスワードを入力することにより次の各号に掲げるサービスを受けることができます。

- (1) 抽選申込み
- (2) 抽選申込みの取消
- (3) 当落結果の確認・通知
- (4) 利用許可申請の申込み
- (5) 利用許可申請の取消
- (6) 利用料金・キャンセル料の支払い
- (7) 空き施設の予約申込み

2 前項の手続きは所定の期日に行う必要があります。

3 第 1 項第 1 号及び第 4 号の手続きは、所定の回数制限に従うものとします。

4 第 1 項各号に掲げる申請等の完了は、システムが申請等を確認できた日時とします。

(体育館利用の遵守)

第 11 条 体育館の利用にあたっては、当該体育館に定められた関係条例、規則その他の定めに従い、定められた目的以外に使用しないものとします。

(体育館の利用料金等の支払い)

第 12 条 システムで利用許可申請した体育館の利用料金等の支払義務者は登録者とし、システムにより、次の各号に定めるいずれかの支払い方法及び支払期日を指定し、支払うものとします。

- (1) クレジットカード クレジットカードの発行会社が定める規約にもとづく支払日
- (2) 口座振替 利用許可した月の翌月(別紙口座振替年間スケジュールに基づく)
- (3) 現金 当社が指定する日
- (4) 電子マネー 当社が指定する日

2 前項第 1 号に定める支払方法については、クレジットカード会社の規約により、クレジットカードでのお支払が承認されない場合、別のクレジットカードでのお支払いか、支払い方法を変更のうえお支払いいただきます。

3 第 1 項第 1 号に定める口座振替ができなかった場合、当社が指定する口座に利用料金を振り込んでいただくこととなります。また、その場合の振込手数料は支払義務者の負担とします。

4 体育館の利用料金等が所定の期日までに支払われなかった場合、体育館の利用ができないことがあります。また、支払いの確認ができるまでは第 10 条第 1 項第 1 号抽選申込み、同第 4 号利用許可申請の申込み及び同第 7 号空き施設の予約申込みのサービスを一時停止します。

また、体育館の利用を取消する場合、利用料金の取扱いは別に定める還付規定によるものとします。

(カードの紛失、盗難)

第 13 条 登録者は、発行されたカードを紛失した場合や、盗難にあった場合、直ちに当社へ届け出てください。

2 前項の届出までに他人にカードを使用された場合、登録者が体育館の利用料金等の支払いの責を負うものとします。

(カードの再発行)

第 14 条 カードの破損等により再発行が必要な場合、登録者は再発行の申し出を直接体育館総合受付に

申し出るものとします。また、再発行には手数料がかかるものとします。

(利用の一時停止)

第 15 条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合、第 10 条のサービス利用の第 1 項第 1 号抽選申込み、同第 4 号利用許可申請の申込み、及び同第 7 号空き施設の予約申込みのサービスを一時停止します。

- (1) 体育館の利用料金等を滞納している場合
- (2) 減免等の対象となる登録者が、更新手続きをしなかった場合
- (3) 住所変更の届出を怠るなど、登録者の責に帰すべき事由により登録者の所在が不明となり、当社が登録者への通知・連絡について不能と判断した場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当社が登録者として不適格と認めた場合

(登録資格の喪失)

第 16 条 登録者等が次の各号のいずれかに該当した場合、登録者の資格を喪失します。この場合には、登録者はカードを直ちに返還するとともに、債務の全額を支払うものとします。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 本基準のいずれかに違反した場合
- (3) 所定の登録廃止の手続きを行った場合
- (4) 体育館の利用において、暴力団の利益になる利用をした場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当社が登録者として不適格と認めた場合

(登録情報の字体)

第 17 条 申込みされた申請書の記入字体が、システムにおいて処理困難である場合、類似する標準字体で登録するものとします。

- 2 前項により標準字体で登録した場合、システムで表示する字体及び郵便物等の字体は標準字体となります。

(基準の変更、承諾)

第 18 条 本基準の変更については、その変更内容をホームページのお知らせ欄に掲載します。変更後にシステムで第10条第1項に定めるサービスを利用したときは、変更内容を承諾したものとみなします。

(システム運用の停止)

第 19 条 当社は、システムの良好な運用を維持するために、運用を毎日 0 時から 5 時までの間停止します。また別途、保守点検を行うことがあります。

(個人情報の取り扱い)

第 20 条 収集した個人情報については、暴力団の利益になる利用を排除するため、警察への照会確認に使用する場合を除き、当該業務を適正かつ円滑に遂行する目的以外には使用しません。